

伊方町議会第72回定例会に係る一般質問通告内容

質問者	質問の大綱	質問の相手
田村 義孝 議員	1 再生可能エネルギー発電施設について	町 長
質問の要旨		
<p> 昨年の9月定例会におきまして、私も6月定例会の一般質問で要望しておりました「伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」の条例制定をしていただきました。 </p> <p> 制定後、小型の風車の新規設置に対して条例制定のおかげで、業者の態度、対応が変わってきたと住民の方々に言っていただきました。住民の不安の解消になり私も大変うれしく思っております。 </p> <p> また、既存の太陽光パネルの設置場所からの道路への土砂の流出があり、緊急車両の通行の妨げとなつてはいけませんので、敷地内からはみ出さないように緑地帯や土留めを設ける規定を盛り込むように要望したところ、条例の施行規則に盛り込むという答弁をいただき、事業区域内の雨水、その他の地表水を排除する排水施設の設置または必要な措置など、さまざまな安全対策も施行規則に盛り込んでいただきました。ただ、条例は条例施工後の設置に関して遡っての適用はしないということでした。 </p> <p> また、大型の風車に対しての問題が本条例では対応が難しい案件も出てまいりました。 </p> <p> そこで、より現実に対応した形にするべきと思います。 </p> <p> そこで2点についてお尋ねします。 </p> <p> ① 新しく設置される再生可能エネルギー発電施設に対しては、条例と施行規則が適用されて安心ですが、既存施設への遡っての適用はできないということでしたが、現実問題として、雨が降ると土砂が流出している場所もあり、緊急車両の通行の妨げになつてもいけませんので、業者に改善を求めるなどの必要があると思いますが、どのようにお考えで、どのように対処するべきとお考えかお尋ねします。 </p> <p> ② 「伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置・管理に関する条例」についてですが、第2条(5)において「該当行政区」の定義がなされています。そして第12条の(6)で(事業の届け出)の中で、該当行政区住民への説明会に係る報告書および該当行政区の同意書の写しの提出が必要とあります。該当行政区に該当しなければ同意書の必要はないと解釈できます。もどりまして、第2条(5)の該当行政区とは、区域内に事業区域を含む行政区を言う。なお、風力発電事業においては、住宅等から200mの範囲内に居住者のある行政区を、また太陽光発電については、住宅等から50mの範囲内に居住者のある行政区を含むとあります。この条例の定義する「再生可能エネルギー発電事業」とは第2条(2)において出力の合計が10kw以上5000kw未満と定義されており、仮に住宅から300mのところから4000kw級の超大型風車が設置されても住民説明会は開かれても、200m以上離れ </p>		

ているから同意書は必要ないということになります。現在、町内に建設されている58基の風車のほとんどは1000kwで風車に一番近い集落は三崎の灘地区、瀬戸のリゾート地区であります。現在、リプレースが進んでいる瀬戸ウインドヒルズのように、今後、大型化されリプレースという流れになってきます。現在、700m、800mに居住する住民から風車の音に対する不満がでてきているのに、この200mという定義は現実とかなり乖離していると思います。条例の定義する「再生可能エネルギー発電事業」とは出力の合計が10kw以上5000kw未満と定義されておりますから、大きさによって同意書を必要とする距離を変更するべきと考えますが、どのように考えておられるかお尋ねします。